

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

国においては、すべての国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現をはかるため、壮年期死亡の減少や健康寿命¹の延伸、生活の質の向上を目指し「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進しています。また、健康日本21を支える法的基盤として平成15年に「健康増進法」が施行され、市町村健康増進計画の策定が努力義務となりました。島根県においても、全ての県民が健康で明るく、生きがいを持って生活できる社会の実現を目指し、平成12年度から「健康長寿日本一」を合言葉に‘健康づくり’‘生きがい活動’‘要介護状態²の予防’を3本柱とした「健康長寿しまね」を推進しています。

益田市においては、地域全体で健康づくり活動を推進していくための計画として、平成12年に「健康ますだ21」、平成16年に「健康みと21」と「健康ひきみ21」を策定し、活動推進母体である協議会と市内全地区に組織されている健康づくりの会を中心に地域性を持った活動を行ってきました。今後も少子高齢化が進行する中、生活習慣病予防・こころの健康づくり・介護予防³をすすめる、子どもから高齢者までともに元気で暮らす重要性が増しています。そのためには、市民一人ひとりが主体的に健康を増進し、医療・福祉・教育に携わる関係者や職域を通じた関係者と連携を図り、地域全体で健康づくりを支援する環境を整えていくことが必要です。

これまでの長年の活動や地域特性を活かした市民主体の健康づくり活動と生きがい活動を継承しながら、「健康日本21」「健康長寿しまね」の趣旨をふまえ、地域・関係機関・行政が一体となり健康づくりの取組みを推進していきます。

今後は、「健康ますだ市21推進協議会」を核とし、いきいきとすこやかに支えあいでできる市を目指し、市民主体の健康づくり活動（健康ますだ市21）を総合的に推進するために「益田市健康増進計画（健康ますだ市21計画）」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画として位置づけます。国、島根県、益田市で策定されている次の計画書との整合性を図り、総合的な健康づくりを目指します。

「健康増進法」抜粋

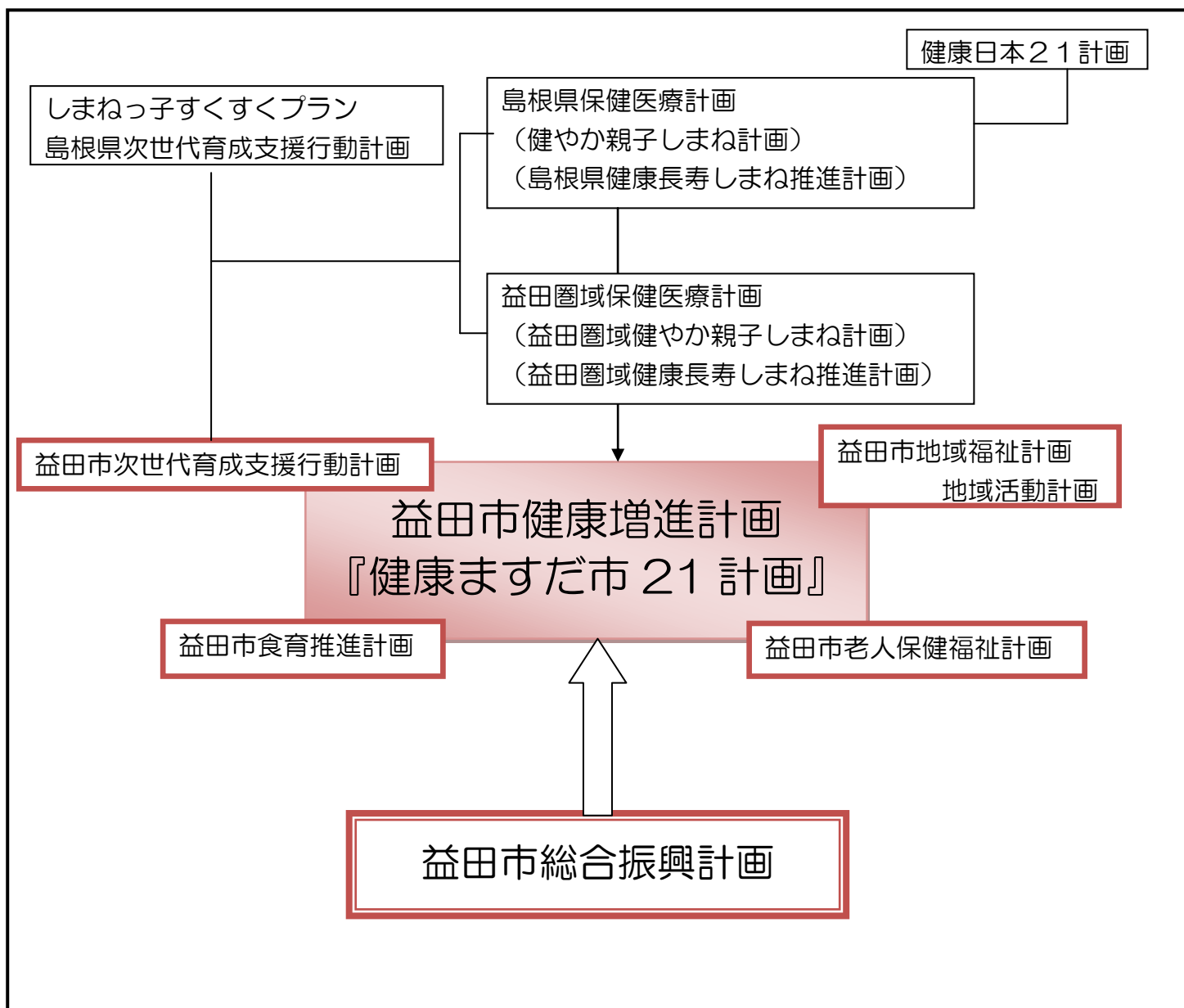
第8条第2項 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という）を定めるよう努めるものとする。

¹健康寿命：健康で自立した生活をおくることのできる期間のこと。

²要介護状態：介護を必要とする状態

³介護予防：介護が必要な状態になることを予防し、いつまでも元気で、自分らしく、いきいきと暮らしていくための手段。

【各計画との関係図】



3 計画の期間

この計画は、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年次とする10カ年計画とします。なお、平成27年度に計画の中間見直しを行います。